

調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付要綱

令和5年10月31日5港島管第648号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都調布飛行場（以下「調布飛行場」という。）の都営通勤ター空港化に際し、平成9年4月1日に調布市、三鷹市及び府中市と都が締結した「東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する協定書」の別表に記載の「自家用機は積極的に分散移転させること」の取組を前進させ、もって調布飛行場の円滑な管理運営に資することを目的とする。

2 調布飛行場に航空機登録をしている自家用機他空港への移転に要する費用に対し、補助を行うことについて、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自家用機」とは、東京都調布飛行場運営要綱第3条第1項に基づき、「調布飛行場登録申請書兼使用航空機届出書【自家用機用】」により東京都調布飛行場管理事務所長へ航空機登録の届出を行い、登録された航空機のことをいう。

2 この要綱において「移転」とは、前項の自家用機の調布飛行場における航空機登録の届出を取り下げ、かつ、国内他空港に拠点を移すことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、令和5年10月31日現在、自家用機を登録している個人、法人又は団体で、国内他空港へ移転する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- 一 移転した航空機に搭乗する者が、移転後に自宅と移転先空港を往復するための経費
ただし、自宅と調布飛行場を往復するための経費相当分を除く。
- 二 移転に伴い必要となる資機材購入のための経費
- 三 移転した航空機の駐機、整備等に使用する資機材を移転先空港に輸送するための経費
- 四 その他、都と補助対象者との協議により、移転に伴い必要と認められる経費

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、第7条の規定により移転した日の属する会計年度1年間とする。ただし、前条第1項第1号については、移転した日の属する会計年度の4月1日から5年間とする。

(補助金の額及び算定方法)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の100%の額とし、移転した航空機1機当たり250万円を上限額とする。前条ただし書の規定に基づく第4条第1項第1号に係る補助金の額については、移転した日の属する会計年度の翌年度4月1日から4年間、各会計年度において移転した航空機1機当たりの上限額を190万円とする。

2 第4条第1項第1号の補助対象経費は、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の経費により算定する。

3 前項の補助対象経費は、次の各号により算定する。

- 一 鉄道、船舶、航空機、バス、タクシー等の公共交通機関による移動経費は、実費額とする。
- 二 自家用自動車による移動経費は、移動距離に22円を乗じた金額とする。
- 三 前号において有料道路を利用した場合は、利用区間の実費額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金移転誓約書兼交付申請書(様式第1号)を移転する前に知事に提出しなければならない。ただし、第5条ただし書きに基づき移転した翌年度以降に補助金の交付を受けようとする者は、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金誓約書兼交付申請書(様式第1号の2)を、利用する年度の一回目に搭乗する日の二週間前までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査し、補助金の交付が適当と認められる場合は、補助金の交付の決定をしなければならない。

2 第1項の決定をしたときは、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助金の交付を申請した者(以下「補助申請者」という。)に通知する。

(補助金の交付の条件)

第9条 知事は、補助金の交付決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助申請者は、第8条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、同条の規定による通知書に記載された期日までに、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付申請取下届出書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助対象経費の変更等)

第11条 補助申請者は、補助対象経費の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付変更等承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければ

ばならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認または承認しないことを決定したときは調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付変更承認・不承認通知書（第5号様式）により、補助申請者に通知する。

（実績報告）

第12条 補助申請者は、会計年度ごとに調布飛行場自家用機分散移転促進補助金実績報告書（第6号様式）を作成し、移転先空港等の離着陸を証する書類及び次の各号の関係書類を添えて、翌会計年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

- 一 交通費 搭乗者の自宅と移転先との往復に要した交通費が分かる書類、移転機に搭乗したことを証する書類
- 二 資機材購入費 領収書又は支払明細書、移転に伴い必要となることを証する書類
- 三 資機材輸送費 領収書又は支払明細書、移転に伴い必要となることを証する書類
- 四 その他必要な経費 都との協議による

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の実績報告に係る補助対象経費について、補助金交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付額を確定し、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金の額の確定通知書（第7号様式）により補助申請者に通知するものとする。

- 2 補助申請者が、交付決定を受けた補助対象経費の全部又は一部を使用しなかったとき、知事は、第8条の規定による通知（第2号様式）に記載された額の全部又は一部を減額して補助金の額を確定し通知する。

（補助金の交付の請求等）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助申請者は、確定した補助金の交付を受けようとするときは、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により請求があったとき、知事は、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（交付決定の取消）

第15条 知事は、補助申請者が、次の各号に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反するとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- 四 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- 五 法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

- 2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消しの通知をした日から20日以内の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

(処分の制限)

第18条 補助金事業により取得した資機材は、当該機器の耐用期間を経過しないで、知事の承認を受けず補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 知事の承認を受けて、当該機器を処分したことにより収入があった場合は、収入の一部を都に納付させることがある。この場合において、その額は、知事が定めるところによる。

附 則

この交付要綱は、令和5年10月31日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

年度調布飛行場自家用機分散移転促進補助金
移転誓約書兼交付申請書

調布飛行場自家用機分散移転促進補助金について、下記のとおり移転を誓約し、必要書類を付して補助金の交付を申請します。

記

1 誓約事項

調布飛行場に航空機登録の届出を行っている航空機 JA〇〇〇については、〇〇〇年〇〇月〇〇日をもって自家用機登録を取り下げ、〇〇年〇〇月〇〇日をもって〇〇〇へ移転します。

移転後に調布飛行場を使用する場合、東京都営空港条例及び施行規則、東京都調布飛行場運営要綱等の関連法令、ルールの順守を誓約いたします。

2 交付を受けようとする補助金の額

合計 円

<経費内訳>

区分	金額
(1)交通費	
(2)資機材購入費	
(3)資機材輸送費	
(4)その他	
合計	

※裏面に積算根拠を記載のこと。

【積算根拠】

(1)交通費

(移転後に自宅と移転先空港を往復するための経費) - (自宅と調布飛行場を往復するための経費) = 交通費

※公共交通機関利用の場合…実費額（効率的かつ経済的な経路の範囲内）

最寄駅及び下車駅、移動経路を記載のこと

※自家用車利用の場合…22 円×移動距離（km）

搭乗者の自宅住所及び到着地住所を記載のこと

有料道路を利用する場合は利用する区間を記載のこと

(2)資機材購入費

※購入予定の物品の見積書やカタログを添付のこと

(3)資機材輸送費

※利用予定サービスの見積書や価格表等を添付のこと

(4)その他

第1号様式の2（第7条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

年度調布飛行場自家用機分散移転促進補助金
誓約書兼交付申請書

調布飛行場自家用機分散移転促進補助金について、下記のとおり誓約し、必要書類を付して補助金の交付を申請します。

記

1 誓約事項

調布飛行場に航空機登録の届出を行っていた航空機 JA○○○については、○○○年○○月○○日をもって自家用機登録を取り下げ、○○年○○月○○日をもって移転し、現在は○○○を拠点として駐機しています。

移転後に調布飛行場を使用する場合、東京都営空港条例及び施行規則、東京都調布飛行場運営要綱等の関連法令、ルールの順守を誓約いたします。

2 交付を受けようとする補助金の額

交通費 _____ 円

※裏面に積算根拠を記載のこと。

【積算根拠】

交通費

（移転後に自宅と移転先空港を往復するための経費）－（自宅と調布飛行場を往復するための経費）＝交通費

※公共交通機関利用の場合…実費額（効率的かつ経済的な経路の範囲内）

最寄駅及び下車駅、移動経路を記載のこと

※自家用車利用の場合…22 円×移動距離（km）

搭乗者の自宅住所及び到着地住所を記載のこと

有料道路を利用する場合は利用する区間を記載のこと

（文 書 番 号）
年 月 日

殿

東京都知事

年度調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった調布飛行場自家用機分散移転促進補助金移転誓約書兼交付申請書については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付要綱第8条の規定により通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる経費は、年 月 日付けで申請のあった調布飛行場自家用機分散移転促進補助金移転誓約書兼交付申請書に記載されたとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

金 円

3 補助金の交付決定を受けたものは、次の条件に従わなければならない。

- （1）東京都補助金交付規則及び調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付要綱に従うこと。
- （2）補助金に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- （3）前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- （4）本通知に係る補助金の交付決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、年 月 日までに、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

年度調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付申請取下届出書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった補助金については、当該交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付申請を取り下げます。

記

不服のある交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件	理 由

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

年度調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付変更等承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定のあった事業について、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり変更等を申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

以 上

第5号様式（第11条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

殿

東京都知事

年度調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付変更等申請書については、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり承認・不承認することに決定したので通知する。

記

1 変更承認・不承認の内容

2 不承認の理由

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

年度調布飛行場自家用機分散移転促進補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった補助金について、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）第 6 条及び調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 移転状況

2 補助対象経費の支出実績
金 円

<経費内訳>

区分	金額
(1)交通費	
(2)資機材購入費	
(3)資機材輸送費	
(4)その他	
合計	

※裏面に支出根拠を記載のこと。

【積算根拠】

(1)交通費

(移転後に自宅と移転先空港を往復するための経費)－(自宅と調布飛行場を往復するための経費)＝交通費

※公共交通機関利用の場合…実額(効率的かつ経済的な経路の範囲内)

最寄駅及び下車駅、移動経路を記載の上、領収書等を添付のこと

※自家用車利用の場合…22 円×移動距離(km)

搭乗者の自宅住所及び到着地住所を記載のこと

有料道路を利用した場合は利用した区間を証する書類を添付のこと

※上記交通費を使用した者が移転機に搭乗したことを証する書類を添付のこと

(2)資機材購入費

※領収書又は支払明細を添付のこと

(3)資機材輸送費

※領収書又は支払明細を添付のこと

(4)その他

(文 書 番 号)

年 月 日

殿

東京都知事

年度調布飛行場自家用機分散移転促進補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第6条の規定により、下記のとおり額の確定をしたので、調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付要綱第13条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる経費は、 年 月 日付けで申請のあった調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付申請書に記載されたとおりとする。

- 2 補助金の確定額は、次のとおりとする。

金 円

- 3 補助金の交付を受けたものは、次の条件に従わなければならない。

- (1) 東京都補助金交付規則及び調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付要綱に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する年度の終了後5年間保存しておくこと。

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

年度調布飛行場自家用機分散移転促進補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定が通知されましたので、下記のとおり
請求します。

記

1 補助金額計

金 _____ 円

2 振込先

別紙「支払金口座振替依頼書」のとおり

※搭乗者の交通費については、申請者が代表して受け取ることで異議ありません。